

質問書に対する回答 4 4

件名) 長野自動車道 五常橋床版取替工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 P 4	「電力、通信ケーブルの撤去移設は受注者が行う」とありますが、光ケーブル等は受注者が扱えるものではないと考えております。 仮に受注者が施工を実施する場合、設計変更協議の対象という考えでよろしいでしょうか。	特記仕様書6. (4) に示す施設の撤去移設（仮移設）は受注者が行うものとします。 ただし、当該施設の撤去移設（仮移設）は当初契約には含まず、管路・線路移転設計の結果に基づき監督員が必要と判断した場合に追加指示を行い、設計変更の対象とします。